

平成29年千葉市教育委員会会議
第6回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成29年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成29年6月12日(月)

午後4時00分開会

午後5時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員 教 育 次 長 神崎 広史 保健体育課長 古山 智和
教 育 総 務 部 長 大野 和広 教育センター所長 根本 厚
学 校 教 育 部 長 伊藤 裕志 養護教育センター所長 吉岡 龍子
生 涯 学 習 部 長 大崎 賢一 生涯学習振興課長 山田 利雄
中 央 図 書 館 長 小林 幹弘 文化財課長 志保澤 剛
教 育 総 務 部 参 事 大橋美帆子 保健体育課学校給食担当課長 村杉 浩
総 務 課 長 國方 俊治 文化財課特別史跡推進担当課長 滝田 希成
企 画 課 長 伊原 浩昭 教育職員課統括管理主事 柳橋 伸彦
教 育 職 員 課 長 武 大介 総務課総括主幹 石井 進一
学 校 施 設 課 長 杉山 信弘 学事課長補佐 石井美代子
学 事 課 長 大井 力 教育支援課長補佐 木内 克英
教 育 指 導 課 長 中嶋のり子

書 記 総務課長補佐 大須賀隆之 総務課主事 坪山 耕太
総務課総務班主査 高桑 太綱 総務課主事 鈴木 理沙

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
平成29年6月12日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成29年第2回定例会及び第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認

7 議事の概要

(1) 非公開事項の決定

議案第33号から議案第36号までについては会議規則第12条第1項第4号に、議案第37号については会議規則第12条第1項第2号に、それぞれ該当することから非公開審議とすることで全委員異議なく決定

(2) 報告事項

報告事項(1) 平成30年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
武教育職員課長より報告があった。

(3) 議決事項

議案第31号 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

中嶋教育指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第32号 平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

中嶋教育指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 臨時代理報告

報告第4号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

中嶋教育指導課長より報告があった。

(5) 議決事項（非公開審議）

議案第33号 平成29年度補正予算について

滝田文化財課特別史跡推進担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第34号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第35号 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

村杉保健体育課学校給食担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第36号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

山田生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第37号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
磯野教育長 教育職員課長、報告をお願いします。

武教育職員課長 報告事項(1)「平成30年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、報告します。

資料の1ページをお願いいたします。まず、1の志願状況をご覧ください。(1)の内訳の一番下の合計についてですが、前年の志願者数は7,213人、志願倍率は4.3倍、昨年度より112人少ない志願数となっております。内訳をご覧くださいますと、小学校の志願者数は昨年度より55人多い2,388人、倍率は3.4倍。また、中高共通の志願者数は183人少ない3,787人、倍率は5.3倍。小学校ではほぼ横ばい、中高では昨年度より若干倍率は下がっております。また、特別支援教育はほぼ横ばい、養護教諭については若干倍率が上がっております。

また、(2)の会場別志願状況のうち、県外の会場別の志願状況についてですが、盛岡会場が昨年度に引き続き、若干の増加傾向であります。本年度初めて開催される金沢会場は69人の

受験者の参加となっております。一方、秋田会場、札幌会場につきましては、志願者数が減少しております。

次に、2の今後の日程ですが、第1次選考は7月9日日曜日に行い、県内8会場、県外4会場での実施を予定しております。また、第2次選考は8月18日金曜日から20日日曜日までに小学校以外の志願者を対象に、8月25日金曜日から27日の日曜日までに小学校の志願者を対象に、県内4会場で実施を予定しています。なお、第1次選考の結果通知は7月下旬から8月上旬に、第2次選考の結果通知は10月中旬に本人宛てに通知するとともに、インターネット上による発表を予定しております。

説明は以上でございます。

和田委員 全体として、今までと大きな差異はないというように感じました。

金沢会場も今年からということですが、69人の応募があったということで、金沢会場を設定したことが非常によかったのではないかなと感じます。

一方で、ご説明にもありましたけれども、秋田会場と札幌会場が割合としては減ってきていますが、これは何か理由があるのでしょうか。例えば、ほかの市町村などと重なってしまったとか、そのようなことはありますでしょうか。

柳橋統括管理主事 北海道会場、秋田会場と、地元の教員の需要が伸びたと考えております。それが理由の1つと考えられております。

また、石川県については、採用枠の需要が少なく、倍率が高いため、ほかの自治体を受験しているような状況がございましたので、金沢会場を計画させていただきました。

以上です。

磯野教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

議案第31号 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 議案第31号「平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定によ

り、議決を求めるものでございます。

議案の資料をご覧ください。1、募集定員及び2、入学検査料については、昨年度と変更はございません。

3、入学検査の(1)のイ、提出書類の提出期間は、平成29年12月11日月曜日から、12日火曜日の2日間としました。

(2)検査の期日は平成30年1月27日土曜日でございます。小学校の教育活動に支障がないことを確認し、私立中学校入学者選抜日程との調整を踏まえ、関係諸機関と協議し、決定した日程でございます。(3)検査の内容、(4)選抜方法の変更はございません。(5)選抜結果の発表は平成30年2月2日金曜日です。

4、入学確約書の提出は、平成30年2月6日火曜日、正午まででございます。日程については本年1月の当会議において決定しております。

5、その他として、「上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定める。」といたしました。また、別紙資料に平成29年度の入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等を示させていただきました。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。審議に移りますが、質問等含め、何かございますでしょうか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、議案第31号「平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第32号 平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 議案第32号「平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものでございます。

議案の資料をご覧ください。1、生徒定員、2、募集定員、3、入学検査料につきましては、資料記載のとおりでございます。選抜につきましては、昨年と同様、4、前期選抜、5、海外帰国生徒の特別入学者選抜（稲毛高校のみ）、6、中国等帰国生徒の特別入学者選抜（両校対象）、7、後期選抜がございます。

前期選抜の検査内容は、第1日目が県下一斉に実施する学力検査、第2日目が各高等学校において実施する検査となります。後期選抜の検査内容は、県下一斉に実施する学力調査と、その後各高等学校が必要に応じて実施する検査となります。いずれの選抜方法についても、昨年度と変更はございません。

最後に8、その他として、「入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成30年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定める。」といたしました。また、別紙資料に平成29年度の入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等を示させていただきました。

以上でございます。

藤川委員 素朴に伺いたいのですけれども、海外帰国生徒と中国等帰国生徒に関しては、せっかく枠がありますが、平成29年度は志願者なしと資料に書かれております。こちらについては、ここ数年、志願者があるのかどうか。仮にないとしたら、これを存続することが妥当かどうかについて、どのようにご担当課ではお考えなのかをぜひ教えていただきたいと思えます。

中嶋教育指導課長 確かに、前例がないので、このことにつきましては、今後検討させていただいて、また回答させていただいてよろしいでしょうか。

藤川委員 よろしければ、帰国子女の教育について、高等学校レベルでどのようなニーズがあるのかについて、急ぎませんけれども、ぜひ教えていただければありがたいなと思えますので、よろしくお願い致します。

中嶋教育指導課長 ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。よろしいですか。ほかにご質問がないようですので、それでは議決に移ります。議案第32号「平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

報告第4号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告第4号「千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について」、説明します。

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正については、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

本年4月の教育委員会組織規則の改正により、市立高等学校に関する事務は、教育総務部企画課から、学校教育部教育指導課へ変更になったことに伴い、千葉市育英資金支給条例施行規則第6条第2項に規定する育英資金受給者選考のための審査委員会委員を、教育総務部長から学校教育部長、及び教育指導課長へ変更しました。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では審議に移りますが、質問等含め何かございますか。よろしいですか。

では、以上で公開審議案件にかかわる審議は終了いたしました。委員の皆様、ここまででその他について、ご意見、ご質問等がございませうか。よろしいですか。

それでは、次に議案第33号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退室をお願いします。

(傍聴人等、退出)

議案第33号 平成29年度補正予算について

磯野教育長 文化財課特別史跡推進担当課長、説明をお願いします。

滝田特別史跡推進担当課長 議案第33号「平成29年度補正予算」につきまして、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

資料の18ページをお願いいたします。初めに、1、経緯でございますが、平成29年1月31日に、文化庁へ特別史跡指定の意見具申書を提出しております。そして、今月、国の文化審議会文化財分科会より、文部科学大臣宛て特別史跡指定の答申が出る

見込みとなっております。この特別史跡の指定は、実に17年ぶりで、報道等により、加曾利貝塚への注目が集まり、来場者の増加が見込まれることから、必要な環境整備を行うとともに、効果的な集客事業とPR活動を実施するものでございます。

次に、2、補正予算額でございます。3,550万円になります。

最後に3、補正予算の内容についてです。(1)、環境整備につきましては、屋外トイレの洋式化及び障害者トイレの多機能化を図るとともに、休憩ルーム等を設置しまして、来場者の利便性を向上させるための整備を実施いたします。(2)、イベントの拡充につきましては、11月に特別史跡指定を記念したイベントの開催や、夏休み等を実施しております既存の縄文体験をさらに拡充し、内容や実施回数の充実を図ってまいります。(3)、広告・PRにつきましては、特別史跡指定の話題性を効果的に集客に生かすために、公共交通機関の車両ラッピングや、駅舎広告など、積極的に展開するものでございます。

以上でございます。

和田委員 いよいよだなとうれしく思いながらご提案を伺いました。このタイミング、最高のタイミングだと思いますので、プレッシャーをかけるようですけども、このタイミングを逃すと、市民の注目を集めるときはもうないのではないかなと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

滝田特別史跡推進担当課長 かしこまりました。

和田委員 1点質問なのですが、3番の環境整備の部分で、公園入り口に授乳・休憩ルームを設置するところがございますけれども、これはどのあたりに設置するのでしょうか。

滝田特別史跡推進担当課長 設置場所等につきましては、今後、利用者のご意見、また、文化庁との協議の上、決定したいと考えております。

和田委員 利用者の動線とあまり離れたような場所にこれがあると、特に授乳ルームに関しては、人々が行きたいところのそばにないとあまり意味がないかなと考えましたので、慎重にご検討いただければと思います。よろしく願いします。

磯野教育長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

千葉委員 障害者用トイレを設置するのだと思いますが、もし可能でしたら、つくるときに、使う立場としての目線で意見を言わせていただければと思います。

和田委員がおっしゃったように、今、多機能トイレが犯罪の温床になっていたり、周囲の目線から切れてしまっているところにトイレを置くがゆえに、そこで待ち構えているだとか、そのようなことがあるから、露出する場所にあったほうが行きやすいだろうし、使いやすいだろうと思います。もし可能だったらお声をかけていただければと思います。

滝田特別史跡推進担当課長 千葉市議会第2回定例会で予算議案が議決後、実施にあたりまして、またご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

藤川委員 私も同じようなことなんですけれども、せっかく補正予算を出して整備するとのことですので、全国の模範となるようなバリアフリー対応というのでしょうか、ほかがやっているということではなくて、きめ細かく配慮したバリアフリー対応をぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

磯野教育長 要望として、よろしく願いいたします。

そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問もないようですので、議案第33号「平成29年度補正予算について」、原案どおり可決したいと考えますが、いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第34号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

磯野教育長 教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第34号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、説明します。

資料は21ページ、参考資料は7ページをご覧ください。参考資料をもとに説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨ですが、厳しい財政状況を踏まえ、教育長の給与の減額措置をこれまでと同様に実施するため、条例の一部を改正するよう、市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものです。具体的な内容につきましては、2の主な内容にありますように、平成29年6月13日までとされていた教育長の給与の減額措置を、平成29年8月1日から平成30年3月31日まで実施するものでございます。

減額措置の内容につきましては、これまでと同様、給料を10%、期末手当を15%、退職手当を5%、減額いたします。

3の施行期日は、千葉市議会第2回定例会議決後の平成29年8月1日からといたします。

なお、参考といたしまして、影響額につきましては約92万4,000円の減額を見込んでおります。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め何かございますか。

ご質問もないようですので、議案第34号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第35号 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

磯野教育長 保健体育課学校給食担当課長、説明をお願いします。

村杉学校給食担当課長 学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

資料の23ページ、参考資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。参考資料に基づきまして、説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1の選定の趣旨でございます。平成30年4月より、市が実施する学校給食に関する給食費の取り扱いについて、市が保護者から直接徴収をする公会計へ移行するために必要となる事項を定めるものでございます。

次に2、条例の概要ですが、学校給食費の管理運営は、これまで学校長が歳入歳出を管理する私会計でしたが、来年、平成30年度から、高等学校を除く全ての市立学校におきまして、市が学校給食費を徴収・管理する完全公会計へ移行いたします。これにより、学校給食費に関する透明性、公平性を確保するとともに、給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減を図るものでございます。本条例では、学校給食を市の責任で実施すること、保護者が学校給食費の負担者であることを明記するとともに、災害等の特別な理由が発生した場合に、学校給食費を減額または免除する

ことができる減免規定などを設けております。

次に3、条例の施行期日ですが、平成30年4月1日でございます。

最後に4、政令指定都市等の状況ですが、政令市では既に福岡市、横浜市、大阪市が公会計に移行し、県内では船橋市が平成27年度に移行しておりますが、各市とも公会計化の実施時に全て条例を定めております。

以上で、「千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」の説明を終わります。よろしくお願いたします。

小西委員 幾つか質問があるのですが、公会計に完全に移行するという
ことで、大きく制度が変わるかと思いますが、学校、食材の納入
業者や保護者に対する説明はどのようになっていますでしょうか。

村杉学校給食担当課長 学校につきましては、今、教育委員会内部で事務分担の確認
をしております。保護者につきましては、今回、公会計を導入す
ることで、お金の振り込みをしていただく口座を指定していただ
かなければならないことに加え、保護者から給食の申し込みとい
う手続きが必要になりますので、この条例案が市議会で可決され
た後、保護者には学校を通じて説明をさせていただきたいと思っ
ております。

また、各学校と直接契約をしている納入業者につきましては、
これまでは、いわゆる私会計でしたので、千葉市への登録等がほ
とんどされておりません。これから、学校に納入するための登録
制度を設けて、各学校の地元業者等に、登録の手続きをしていただ
きたいと考えております。こちらにつきましても、今後、説明会
を開いて、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

小西委員 ありがとうございます。今後の徴収は市長がするということが
条例案で定められていますが、実際に管理をしたり徴収をし
たりするのは教育委員会という理解でよいのでしょうか。

村杉学校給食担当課長 実際徴収をするのは教育委員会、いわゆる公費として徴収す
るという形になります。

小西委員 そうすると、これまで学校で未納の保護者の家庭と信頼関係
を築きながら訪問したり、電話をかけたりといったことをされて
いたのかなとは思いますが、そのような家庭に対して、教育委員

会の職員が今後それらのことを行うことになるわけですね。

村杉学校給食担当課長 これまでの経緯もございますので、学校と連絡をとりながら、教育委員会から直接行うよりも、やはり学校長の名前で文書を出したほうが、対応としては柔らかいと思いますので、弾力的に、学校と相談をしながら進めていきたいと考えております。

小西委員 教員の本来の業務ではないので、教員の負担は減らしたほうがいいと思いますが、他方でやはり、信頼関係に基づいて行う部分もあると思いますが、うまく保護者と信頼関係を築きながらやっていただければと思います。

村杉学校給食担当課長 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問ないようですので、議案第35号「千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第36号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

磯野教育長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

山田生涯学習振興課長 議案第36号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、説明します。

資料は27ページになりますが、参考資料に基づきご説明をさせていただきます。参考資料の13ページをお願いします。本議案は、千葉市公民館設置管理条例の一部を改正するよう市長に申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、今回、改正の趣旨は2つございます。1つは、公民館の管理について、非公募で指定管理者に行わせるための改正。2つに、犢橋公民館について、改築工事が完了することに伴いまして、供用を再開するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、指定管理者制度につきましては、平成30年4月1日から市内の47公民館に指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者を非公募で指定するため、所要の改正を行うものでございます。

また2の(2)の犢橋公民館につきましては、平成29年10月1日から、犢橋公民館の供用を再開するため、所要の改正を行うものでございます。なお、犢橋公民館は、犢橋市民センターとの複合施設としてオープンいたします。

次に、3の改正理由でございます。まず指定管理者制度については、導入についてでございますが、生涯学習ニーズの多様化、従来型地域コミュニティの希薄化など、社会情勢の変化への的確な対応に向け、生涯学習センターとの連携の推進や、職員の継続性・専門性の向上などに資する、市民サービスの向上に有効な手法であるという理由でございます。

それから、非公募につきましては、本施設の管理運営に当たっては、公平性、安定性が強く求められるとともに、教育の専門性を有し、生涯学習センターの管理運営が良好で、市民に多様で専門的な講座を実施可能な公益財団法人の千葉市教育振興財団が管理運営を行う必要があるためでございます。

次に、(2)犢橋公民館についてでございますが、こちらにつきましては、地元からの要望を受けまして、発注業務や開館準備作業を早めたこと、工事が順調に進捗しているということから、平成29年10月から供用を再開することが可能となったためでございます。

次に、4の施行期日でございますが、指定管理者制度につきましては、平成30年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手續等に係る部分は公布の日となります。

(2)の犢橋公民館につきましては、平成29年10月1日でございます。

14ページをお願いいたします。5の参考ですが、指定管理者制度のうち、公民館の概要につきましては記載のとおりでございます。政令市の状況でございますが、社会教育法上の公民館を設置している政令市は12市でございます。そのうち指定管理者制度を導入している市は3市、直営の市は千葉市を含めて9市でございます。公民館の利用者等への説明状況でございますが、平成28年6月から1年間をかけまして、運営審議会、運営懇談会等に延べ110回、2,200人余りの方々に説明、意見交換をしてきているという状況でございます。

(2)の犢橋公民館についてでございますが、新施設は犢橋市民センターとの複合施設としてオープンいたします。施設の概要

は記載のとおりでございますが、特に、授乳室を整備したほか、エレベーター、多機能トイレを整備しております。オープンまでのスケジュールは記載のとおりでございます。

条例の新旧対照表と、「指定管理者制度の導入の概要」を添付させていただいております。概要につきましては、これまで議会等で説明してきた内容についてまとめたものでございまして、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

藤川委員 ご説明、ありがとうございます。この件は意見書が出ていたり、さまざまなご意見があったりする中での推進ということだと思います。今後、特に千葉市教育振興財団が指定管理者となって、生涯学習センターとの連携の推進等がうまくいっているかどうか、この政策の成否を分けるところなのですね。今のところ、参考資料に連携がうたわれてはいるんですけども、まだあまり具体的なことは、ここには記されていないと思っております。

今後、千葉市生涯学習センターとの連携等に関して、どのように詰めていくのか、プロセスが仮に決まった場合に、具体的なプランについてどこで審議をしたり、あるいは説明を受けたり、我々も伺ったり。今後の進め方について、もし、決まったことがあれば、ぜひお聞かせください。

山田生涯学習振興課長 教育振興財団が指定管理者になるというのはまだ決定されたわけではなく、具体的に、そこまでは協議はしておりませんが、今後、もし条例が可決されて指定管理者を教育振興財団にするといったときには、指定管理者と運営基準や業務の内容につきまして、協定を結んでいくことになろうかと思っております。その段階で財団とも契約、協定の内容を詰めるとともに、4月の移行後は、生涯学習センターを実際に指定管理しておりますので、公民館との連携の方法について、具体的に詰めていきたいと思っております。

藤川委員 ぜひ、教育委員会にもご報告をいただけるよう、お願いいたします。

大崎生涯学習部長 只今の説明に補足しますと、本市で定めた管理の基準及び業務の範囲を示す管理運営基準に基づいた提案書を指定管理予定候補者に提出をしていただく形になります。その提案内容について指定管理者選定評価委員会で審査をし、選定という手続が必要となります。

そのときには、市議会に指定管理者の指定議案を提出するため

教育委員会会議にも議案を提出させていただくこととなります。

それから、講座の具体的な内容に関し、生涯学習センターで評価していただいているというのは、千葉大学を含めた、高等教育機関を活用した講座、東京ガスや千葉銀行といった市内の企業との連携に基づく講座というのが、市民の方から非常に評価が高いと伺っております。そのような講座が、47の公民館全てではないかも知れませんが、そこと連携した講座が公民館でも対応できるようになれば、利用者にとっては非常にありがたい話かなと思っておりますし、生涯学習センターとの連携というのは、人の問題、社会教育主事が、今、公民館には配置されていないという現実がありますが、生涯学習センターには既に18名の社会教育主事がおりますので、専門的な資格を持った職員の能力も活用しながら、講座を充実したものにしていきたいというところが1つの狙いでございます。内容については、提案内容を踏まえて、今後、財団と協議をしたいと思っております。

藤川委員 1点よろしいでしょうか。生涯学習センターの講座には、私も講師をやらせていただいたりしています。期待しているのは生涯学習センターの講座で、多くの組織が協力して運営していますので、そこで学んだ市民の方が、各公民館に貢献していただくルートをつくっていただきたいと考えております。生涯学習センターの方にもお伝えしているところでございます。ぜひ、今回の公民館の指定管理者になるということにつきましては、生涯学習センターで学んだ市民の方が、学びを地域に還元するということを1つ、柱にさせていただけるといいなと思っておりますので、期待しております。よろしく申し上げます。

和田委員 公民館のあり方として、非常に大きな変化というか、ターニング・ポイントになると思っております。その変化に対しては、市民の方々、とりわけ利用者の方々には不安や心配を持つのは当然だと思います。さまざまなご意見、ご感想を伺っています。その不安をもった利用者、市民の立場から考えますと、なぜ、今の状況のままで、今の組織、今の管理の仕方のままで、今の課題を解決できないのかということが、素朴な疑問としてあるなど、ここで改めて感じています。

確かに、概要でご説明いただいておりますように、例えば、職員の異動による継続性・専門性の確保の難しさであるとか、この議案が通った場合には、管理運営費が再配分されるとか、非常によ

くなることは多いと思いますが、ではなぜ、現状の管理の仕方
のままでこれが実現できないのかというところを、もし、ご説明
いただけるとわかりやすいなと感じました。いかがでしょうか。

山田生涯学習振興課長 これまでも各公民館を回り、利用者に説明している中で、ど
のように変わるのか、どのようなメリットがあるのかというのは、
なかなか具体的にはわかりにくいといった意見もございます。

職員の専門性・継続性につきましては、現在、配置されている
市の職員ですと、どうしても定期的に人事異動等が発生しまして、
3年から5年等で、せつかく勤めた公民館で社会教育の業務を培
っても、別の部署に異動してしまっ、社会教育の専門職員が育
ちにくい。あるいは、社会教育主事という資格の取得の促進がな
かなかされないということがございます。仮に、その財団が指定
管理になった場合には、公民館で働く職員は財団の職員になりま
すので、職員の人事異動も財団の中での異動ということで、この
概要(2)の絵に書いてあるような施設の中で異動することになり、
異動しても社会教育施設の中での異動ということで、社会教育
に関する専門性や継続性がより確保できるメリットはございま
す。

和田委員 ご説明はよくわかりました。不安や心配をもっていらっしや
る方の中では、おそらくそれもなかなかイメージできないという
ことと、今のままで何とかすればいいじゃないかという気持ちをも
たれるというのは、これは自然なことかなと思います。指定管
理になればこうなるという、いいことではなく、今のままではど
うしてだめなのかという部分の説明に重きを置かれたほうが、理
解が進んでいただけるのではないかなと感じましたので、今後お
考えいただければと思います。

大崎生涯学習部長 平成24年以降の利用者アンケートを含めた議論と、ここ約
1年間で実施してまいりました利用者との説明会の中でも、公民
館で実施する講座をもう少し充実してもらいたいという、率直な
意見をいただいております。

今までどちらかというと、趣味や教養の部分に重きを置いた講
座、そして、サークル連協を含めた、サークル活動が主体になっ
ている部分があります。本来はそういったものをベースにしながら、
これだけ生涯学習ニーズが多様化しているわけですから、先
ほど藤川委員がおっしゃったように、自治会活動を含めた地域の
活動にもう少し支援できるような講座を公民館で実施し、講座で

受講した方たちが地域に戻って、地域活動をサポートするような形につながる形が、本来あるべき姿ではないかと我々も考えております。

現状ですと、地域とのコーディネートする能力を持った職員が短期間で異動することになり、地域との連携が難しい状況があります。指定管理者制度の導入を契機にして、社会教育主事を段階的に配置しながら、専門的な能力の職員を配置した上で、講座を充実していくことをベースに考えております。

それが結果として、社会教育施設としての機能をこれまで以上に高める結果になり、利用者からすると、公民館とコミュニティセンターの役割が明確になってくると考えております。

和田委員 わかりました。今のお話とも少し関わってきますが、恐らく利用者が市民の何%かとなると、非常に低いと思いますので、講座の充実をきっかけとして、今までの利用者以外の方たちにも、より幅広い市民の方々にご利用いただけるような指定管理制度の導入になるといいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

磯野教育長 よろしいですか。では、この計画目的と目標と、説明に関しては慎重に扱っていただければと思います。

では、議案第36号「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。次に議案第37号に係る審議に移りますが、事務局職員につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は退室をお願いいたします。

（指定外職員、退出）

議案第37号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

教育長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第37号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、説明します。

本議案は、審査請求に対する裁決について、千葉市教育委員会

組織規則第8条第14号の規定に基づき、議決を求めようとするものであります。

初めに、概要についてでございます。審査請求人から個人情報開示請求に対し、教育委員会が個人情報部分開示決定の処分を行ったところ、審査請求人が、教育委員会に対し、行政不服審査法に規定する審査請求を提出いたしました。この審査請求について、千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、千葉市個人情報保護審査会に諮問をし、答申がなされました。本議案は、この審査請求の裁決について、教育委員会会議において議決を求めるものでございます。

審査請求人については、資料のとおりでございます。

次に、経緯についてでございます。まず、平成28年8月12日付で、本議案に係る個人情報開示請求が提出され、この開示請求に対し、8月30日付で個人情報部分開示決定の処分を行いました。これらの処分に対し、11月28日付で、審査請求書が教育委員会に提出されました。その後、12月20日付で、教育委員会から審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに、反論書等の提出依頼を行いました。期限までに反論書等の提出はありませんでした。平成29年3月2日に、個人情報保護条例第42条の規定により、千葉市個人情報保護審査会への諮問を行い、4月7日及び5月22日に行われた審議を経て、6月1日付で、教育委員会に対し、同審査会から答申がなされました。

続いて、審査請求の概要について、ご説明いたします。本件、個人情報開示請求は、審査請求人から千葉市立小学校に対して提出された上申書への回答について、その回答書を作成するにあたって参考とした資料一式が請求内容でありました。これに対し、教育委員会は2件、合計22枚の資料を部分開示決定といたしましたが、審査請求人は、当該部分開示決定で開示した個人情報に加えて、小学校と関係部局間での精査の際に使用した共用文書、及び回答書の提出にあたっての関係部局の合議や、教育委員会内での決裁の文書を開示するよう求めるという趣旨で審査請求を行いました。

次に答申の趣旨についてご説明いたします。結論を記載してございますが、本件、「個人情報の部分開示決定は取り消し、改めて請求にかなう個人情報を特定の上、開示又は、不開示の決定を行うべきである。」となっております。

審査会では、個人情報 を特定したことが、開示請求の趣旨にかなう妥当なものであったか検討すると伝えました。

本件回答書の作成過程文書と、本件回答書作成までの保護者との面談記録等について、「本件回答書作成に当たって参考とした資料」に該当することは明らかである。」と判断されました。これらの判断により、先ほどの結論が答申としてなされたこととさせていただきます。

続いて、裁決書の趣旨についてご説明いたします。本件、審査請求に対する裁決は、答申に沿って認容、つまり、審査請求には理由があるとして、処分が不当であることを認めて、処分を取り消す内容を案としております。認容とする理由につきましては、答申同様に、特定の妥当性について検討し、本件回答書の作成文書及び本件回答書作成までの保護者との面談記録等は、本件回答書作成に当たって参考とした資料に該当すると判断いたしました。本件部分開示決定を行った個人情報のみを特定したことは妥当でないことから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、処分を取り消すことと決定したいと考えます。

議案37号につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員 　少しややこしい話ですけれども、最初の判断が不十分であって、より多くの情報開示することを検討しなくてはいけないという趣旨だと理解しました。教育委員会としては、今後、同様のことがないようにしなくてはならないと思いますので、この件よりも前に同様のことはあったのかどうか。そのときと今回の判断というのが一致していたのかいなかったのか。

要するに、なぜ今回このようなことが指摘されるような事態になったのかについて、より過去の事例から何か言えることがあるのかということをお伺いいたいですけれども、いかがでしょうか。

総務課長 　まず、本件と同様な事案というのはこれまでにはありませんでした。請求人からの内容につきまして、「回答書を作成するに当たって参考とした資料一式」という部分に重きを置いて回答した、最終的には処分した状況ではありましたが、審査会からのご意見等々も含めまして、今後は請求人に対してどういったものが必要なのかという補正も、必要ではないかなと考えております。今後の開示の中では、その部分も含めた検討をしていかなければならないと考えております。

教 育 長 よろしいですか。ほかの委員はどうでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご質問もないようですので、議案第37号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがですか。

(「異議なし」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

8 その他

(1) 第7回定例会は、平成29年7月19日(水)午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言